

## 島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>昭和40年6月11日</p> <p>島根県規則第30号</p> </div> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（有害図書類とみなす図書類の内容）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) <u>強制性交等</u>その他の陵辱行為</p> <p>(9)・(10) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第3条～第8条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）</p> <p>第8条の2 条例第25条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(1) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、<u>条例第25条の2第2項第1号</u>に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。</p> <p>(2) <u>保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第25条の2第2項第2号に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由が必要であるこ</u></p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（有害図書類とみなす図書類の内容）</p> <p>第2条 条例第6条第2項第1号に規定する規則で定める写真又は絵は、次に掲げる姿態又は行為を被写体とし、又は描写した写真又は絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) <u>強姦</u><sup>かん</sup>その他の陵辱行為</p> <p>(9)・(10) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第3条～第8条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）</p> <p>第8条の2 条例第25条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けおそれがあること。</u></p> <p>(2) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容</u></p> <p>(3) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、<u>条例第25条の2第2項</u>に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。</p> <p>〔新設〕</p>

